

# 定 款 運 営 内 規

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

改正	昭和43年5月6日	昭和63年3月30日	平成17年3月18日
	昭和44年3月28日	平成4年3月19日	平成18年3月17日
	昭和45年3月27日	平成6年3月15日	平成19年10月1日
	昭和46年11月29日	平成6年8月10日	平成20年7月1日
	昭和47年3月30日	平成9年3月21日	平成22年5月21日
	昭和48年2月6日	平成9年5月12日	平成24年5月22日
	昭和50年3月31日	平成10年3月19日	平成27年5月28日
	昭和51年3月23日	(全部改正)	平成27年5月29日
	昭和60年9月20日	平成13年3月21日	平成29年4月1日

## 第1 第2章 評議員

### 第7条第4項関係

評議員選任規程第2条により選出する評議員は、別紙の職名にあるものとする。

## 第2 第4章 役員

### 第19条第1項関係

理事・監事選任規程第2条により選出する理事は、別紙の職名にあるものとする。

## 第3 同章

### 第19条第2項関係

区長会長、民協会長を副会長に選任する。

## 第4 第5章 顧問及び参与

### 第26条第2項関係

- (1) 顧問は、須坂市長、市選出県議会議員及び市議会議長並びに前社協会長の職にあるものとする。
- (2) 参与は、市副市長及び市教育長の職にあるものとする。

## 第5 第8章 委員会

### 第34条第3項関係

- (1) 須坂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に運営委員会を設ける。
- (2) 運営委員は、本会の理事、評議員以外で、区長の職にあるもの全員及びその他理事会が推薦したものについて会長が委嘱する。

【別 紙】

◆評議員（第1関係）

組織・団体等	選出組織・団体と役職名等
須坂市区長会	社協支部の区長代表(12)
須坂市民生児童委員協議会	地区会長（10）、 豊洲地区及び東地区の地区副会長（2）
社会福祉事業等を経営する者の組織・団体	手をつなぐ育成会代表(1)、 精神障害者家族会ときわ会代表(1)
社会福祉に関係ある組織・団体	身体障害者福祉協会理事長(1)、遺族会会長(1)、 保健補導員会会長(1)、ライオンズクラブ(1)
ボランティア・市民活動を推進する組織・団体	赤十字奉仕団委員長（1）、PTA 連合会会長(1)
関係行政機関	議会福祉環境委員長(1)、福祉課長(1) 高齢者福祉課長(1)、こども課長(1)

◆理事（第2関係）

組織・団体等	選出組織・団体と役職名等
須坂市区長会	会長（1）、副会長（3）
須坂市民生児童委員協議会	会長（1）、副会長（2）
須坂市健康福祉部	健康福祉部長（1）
社会福祉事業等を経営する者の組織・団体	社会福祉施設代表（1）
社会福祉に関係ある組織・団体	シニアクラブ連合会会長（1）、連合婦人会会長（1）、 助け合い推進会議会長（1）
ボランティア団体	ボランティア連絡協議会代表（1）
社会福祉に関する学識経験を有する者	学識経験者（1）
須坂市社会福祉協議会	事務局長（1）、特養管理者（1）